

レンタカー貸渡約款

株式会社 ROYAL (ROYAL RENT A CAR)

目次

レンタカー貸渡約款	1
第1章 総則	2
第1条 (約款の適用)	2
第2章 予約	2
第2条 (予約)	2
第3条 (予約の取消)	2
第4条 (代替レンタカー)	3
第3章 貸渡	3
第5条 (貸渡契約の成立)	3
第6条 (貸渡契約の締結)	3
第7条 (貸渡の拒否)	4
第8条 (点検整備等)	5
第9条 (禁止行為)	5
第10条 (違法駐車)	6
第4章 事故・使用不能	6
第11条 (事故)	6
第12条 (使用不能による貸渡契約の終了)	6
第5章 賠償および保険・補償	7
第13条 (保険および免責補償)	7
第6章 禁煙・汚損	8
第14条 (禁煙・汚損)	8
第7章 個人情報	9
第15条 (個人情報の取扱い)	9
第8章 雑則	9
第16条 (合意管轄)	9
附則	9

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 当社株式会社 ROYAL (ROYAL RENT A CAR)（以下「当社」といいます。）は、本約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人（運転者を含みます。）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。
2. 本約款に定めのない事項については、関係法令または一般の慣習によるものとします。
3. 当社は、法令および一般の慣習に反しない範囲で、本約款の細則または特約を定めることができるものとし、特約がある場合には当該特約が優先されるものとします。

第2章 予約

第2条（予約）

1. 借受人は、車種、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他当社が指定する条件を明示して予約を行うことができます。
2. 当社は、保有車両の範囲内で予約を受け付けます。

第3条（予約の取消）

1. 借受人および当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。
2. 予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約が締結されなかった場合には、事情の如何を問わず、当該予約は取消されたものとします。

3. 借受人の都合により予約が取消された場合、借受人は、当社が別に定める予約取消手数料を支払うものとします。当社は、当該手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を返還するものとします。
4. 当社の都合により予約が取消された場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。
5. 前各項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合、予約は取消されたものとし、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。
6. 借受人および当社は、予約の取消または貸渡契約が締結されなかったことについて、本約款に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第4条（代替レンタカー）

1. 当社は、予約された条件に該当するレンタカーの貸渡ができない場合、速やかにその旨を借受人に通知するものとします。
2. 当社は、予約条件と異なるレンタカーを代替レンタカーとして貸渡することを申し込むことができるものとします。
3. 借受人がこれを承諾した場合、借受人は、代替レンタカーと予約車両のいずれか低い方の料金を支払うものとします。
4. 借受人が代替レンタカーの申込みを拒絶した場合、予約は取消されたものとします。

第3章 貸渡

第5条（貸渡契約の成立）

貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、レンタカーを借受人に引き渡した時点で成立するものとします。

第6条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は借受条件を、当社は本約款および料金表等により貸渡条件を明示し、双方合意のうえで貸渡契約を締結します。
2. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、有効な運転免許証、本人確認書類および連絡先の提示を求めることがあります。
3. 当社は、支払方法として現金、クレジットカード、事前決済または現地決済を指定することがあります。
4. 借受人または運転者が前各項に従わない場合、当社は貸渡契約の締結を拒絶し、予約を取消することができます。

第7条（貸渡の拒否）

1. 当社は、借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、貸渡契約の締結を行わず、または予約を取消することができるものとします。
 - (1) 有効な運転免許を所持していない場合。
 - (2) 飲酒の影響により正常な運転が困難であると認められる場合。
 - (3) 薬物、溶剤その他これらに類する物質の影響により正常な判断または運転ができないおそれがある場合。
 - (4) 法令によりチャイルドシートの使用が義務付けられている幼児を同乗させるにもかかわらず、適切なチャイルドシートが使用されていない場合。
 - (5) 過去の利用状況、事故歴、未払い料金、契約違反等を総合的に考慮し、安全な貸渡が困難であると判断した場合。
 - (6) 反社会的勢力に属する者、またはこれらと密接な関係を有していると認められる場合。
 - (7) 当社または当社従業員等に対し、威迫的言動、暴力的行為、業務妨害行為を行った場合。
 - (8) 虚偽の情報を用いるなどにより、当社の信用または業務に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。

- (9) 本約款に違反するおそれがあると当社が判断した場合。
 - (10) その他、社会通念上、当社が貸渡を行うことが不相当と判断した場合。
2. 前項にかかわらず、次の各号に該当する場合にも、当社は貸渡契約を締結せず、または予約を取消することができるものとします。
- (1) 天災、事故、整備、故障その他当社の責に帰すことができない事由により貸渡可能なレンタカーがない場合。
 - (2) チャイルドシートを必要とする幼児を同乗させる予定であるにもかかわらず、適切なチャイルドシートを準備できない場合。
3. 本条に基づく予約取消時の予約申込金等の取扱いについては、第3条および第4条の定めに従うものとします。

第8条（点検整備等）

- 1. 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）および第48条（定期点検整備）に基づく点検整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。
- 2. 借受人または運転者は、当社所定の点検表に基づき、車両の外観、付属品および状態を確認するものとします。
- 3. 異常の申出がない場合、レンタカーは正常な状態で貸渡されたものとみなします。

第9条（禁止行為）

借受人または運転者は、レンタカー使用中、次の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に反する使用。
- (2) 当社に申告した運転者以外による運転。
- (3) 転貸、担保提供、第三者への使用。
- (4) 改造、改装、番号標の変造。

- (5) 競技、試験、牽引、後押し等への使用。
- (6) 当社の承諾なく損害保険に加入する行為。
- (7) レンタカーを日本国外に持ち出す行為。
- (8) 著しい迷惑行為または車両の著しい汚損。

第 10 条（違法駐車）

- 1. 違法駐車が発生した場合、借受人または運転者は直ちに管轄警察署に出頭し、自らの責任と負担で処理を行うものとします。
- 2. 当社が負担した移動費、保管費、探索費用等は借受人の負担とします。
- 3. 違反処理が行われない場合、当社は貸渡契約を解除し、レンタカーの返還を請求することができます。

第 4 章 事故・使用不能

第 11 条（事故）

- 1. 事故が発生した場合、借受人または運転者は直ちに警察および当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 2. 事故に関する無断示談は禁止します。
- 3. 当社は、ドライブレコーダーその他の車載記録装置の記録を確認することがあります。

第 12 条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 1. 事故、故障、盗難その他の事由によりレンタカーが使用不能となった場合、貸渡契約は終了するものとします。

2. 借受人の責に帰すべき事由による場合、貸渡料金は返還しません。
3. 当社の責に帰すべき事由による場合、当社は代替レンタカーの提供または貸渡料金の返還を行うものとします。
4. 借受人、運転者および当社のいずれの責にも帰することができない事由による場合、当社は未経過期間分の貸渡料金を返還するものとします。

第5章 賠償および保険・補償

第13条（保険および免責補償）

1. 当社が貸し渡すレンタカーには、貸渡料金に含まれる基本免責保険が自動的に付帯しております。
2. 基本免責保険の補償内容は、次のとおりとします。

（1）対人賠償保険

第三者に対する身体障害について、1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含みます）

（2）対物賠償保険

第三者の車両・物品・財産に対する損害について、免責金額は20万円とし、当該金額を超える損害については保険により補償されるものとします。

（3）車両補償

当社レンタカー車両の損害について、免責金額は20万円とし、当該金額を超える損害については保険により補償されるものとします。

(4) 人身傷害補償

レンタカー使用中の運転者および同乗者の傷害について、1 名につき 3,000 万円を限度として補償します。

3. 前項の補償は、事故発生時に警察および当社への届出を行い、かつ当社の指示に従った場合に限り適用されます。

4. 営業補償費（NOC）については、事故、盗難、故障、汚損等によりレンタカーが使用できなくなった場合、免責補償の対象外とし、借受人の負担とします。

(1) 自走可能な場合： 20,000 円

(2) 自走不能な場合： 50,000 円

5. 次の各号に該当する場合、保険および免責補償は適用されず、すべての損害は借受人の負担となります。

(1) 当社に申告のない運転者による事故

(2) 酒気帯び運転、無断延長、又貸し等の契約違反

(3) 事故発生時に警察または当社への連絡を怠った場合

(4) 当社の承諾なく示談を行った場合

(5) 保険約款に定める免責事項に該当する事故

(6) 本約款に違反して発生した事故

第 6 章 禁煙・汚損

第 14 条（禁煙・汚損）

禁煙違反、嘔吐、強い臭気、過度な汚損が確認された場合、清掃および消臭費用として 50,000 円を請求します。

第7章 個人情報

第15条（個人情報の取扱い）

当社は、本人確認、契約履行、事故対応、法令対応の目的で個人情報を利用します。

第8章 雑則

第16条（合意管轄）

本約款およびこれに付随する細則に基づく権利義務に関して生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は令和6年9月1日より施行します。

本約款は、令和8年1月29日改定し、同日より施行します。